

こ ど も
ばん

こ 子どもは まちづくりのパートナー

こ
子どものけんりにかんする
じょうれい
条例



な い え ち ょう な い え ち ょう き ょう い く い い ん か い
奈井江町・奈井江町教育委員会

「けんり」って、^し知ってる？

何かを自由にできる資格のことを
「けんり」というよ。



子どもにだって、子どもの 「けんり」がある。

奈井江町は、「子どものけんりにかん
する条例」をつくり、町民みんなで
子どものけんりを守っていくことを
約束しました。



え／千徳 拓己

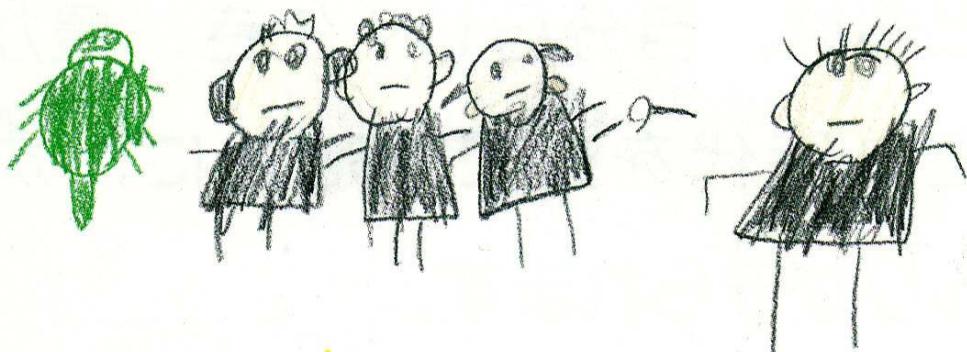


え／石川 舞

こ子どもの生きるけんりー。

こ子どもは、すこやかに、安心して
い生きるために、次のけんりが守ら
れます。

1. 生命がまもられ、大切にされます。
2. 差別やぼうりよくを受けて、
世話をしてもらえます。
3. 健康に気をつけてもらえ、病気
になったときに治りようを受け
ることができます。
4. 愛情と理解をもって育てられ、
成長にふさわしい環境のなかで
生活できます。





え／杉森 菜月

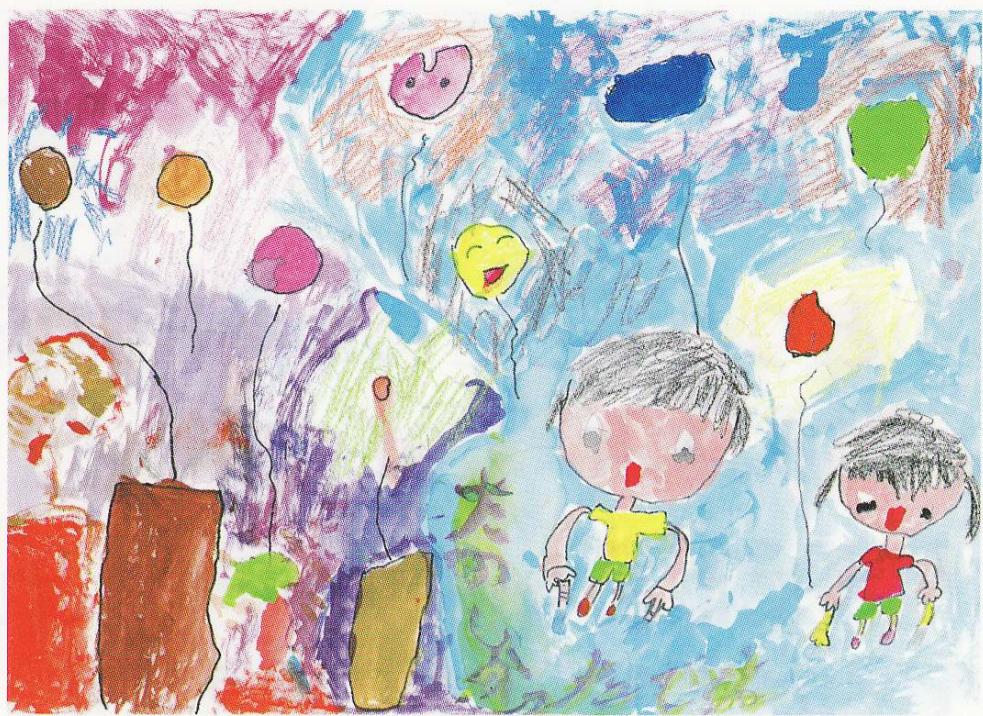
こどもの育つけんりー。

こどもは、自分らしく生き、豊かな
こども時代を過ごすために、次の
けんりが守られます。

1. 自分らしさが認められ、人として大事にされます。
2. ゆとりと安らぎの時間と場所があたえられ、守られます。
3. 成長に必要な情報を手に入ることができ、それを使えます。
4. 将来にかかわることについて、助言や手助けを受けられます。



え／小山田 千咲登

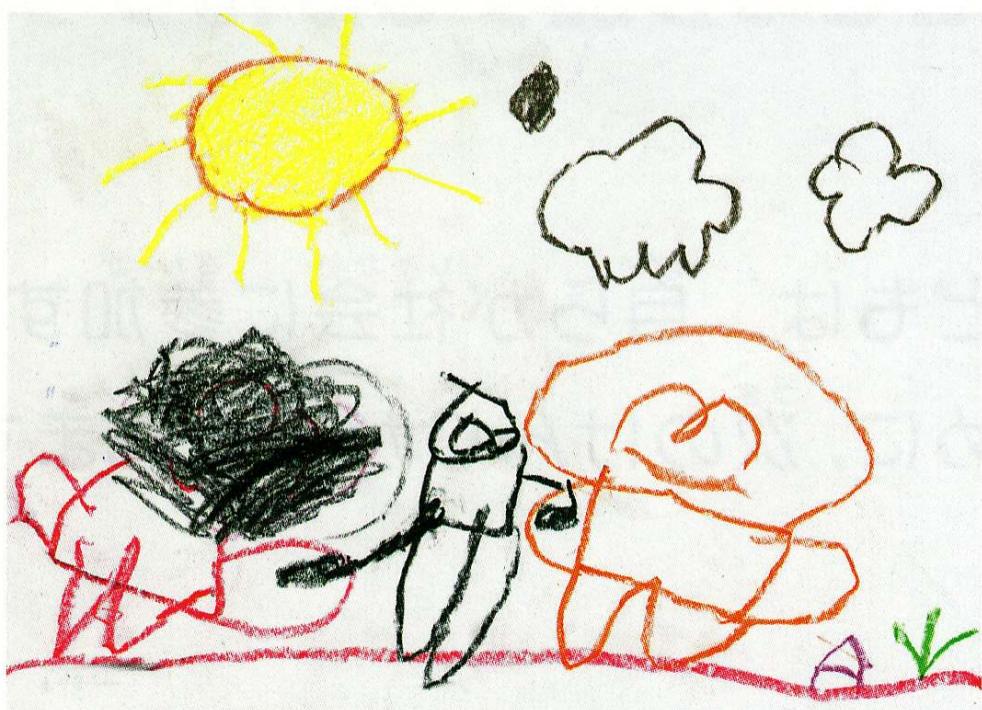


え／林 美奈

こどもの守られるけんりー。

こどもは、自分を守り、守られる
ために、次のけんりが守られます。

1. あらゆるけんりをそこなう状況
からのがれられます。
2. 成長をさまたげられる状況から
守られます。
3. ひみつが守られ、ほこりを
傷つけられません。
4. 子どもであるという理由で、
不当なあつかいを受けません。



え／佐藤 和輝

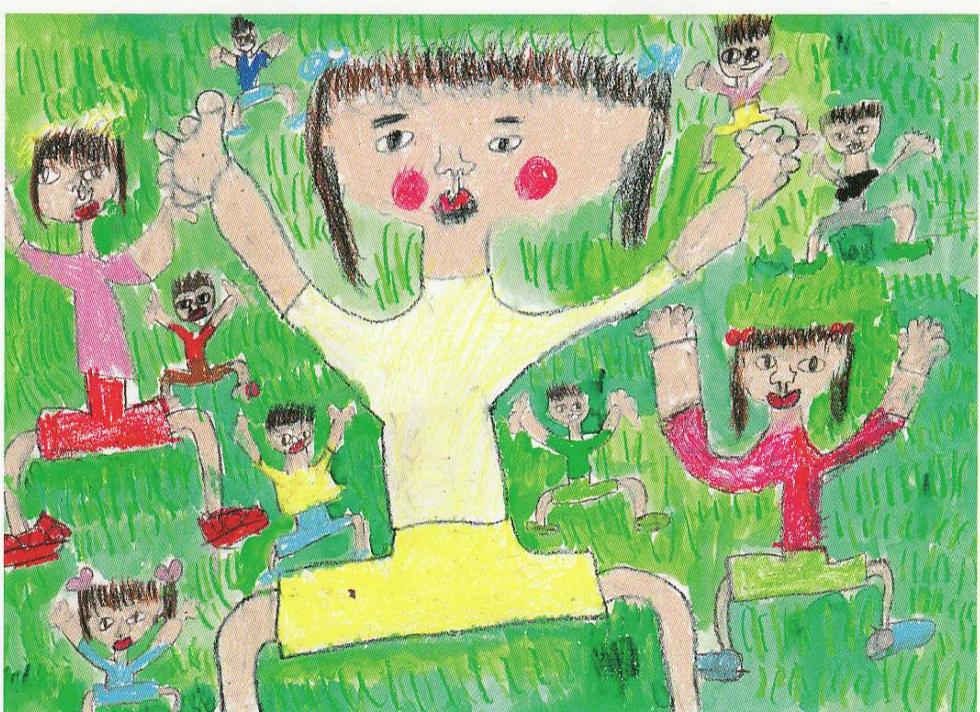


え／泉 まり乃

こどもの参加するけんりー。

こどもは、自らが社会に参加する
ために、次のけんりが守られます。

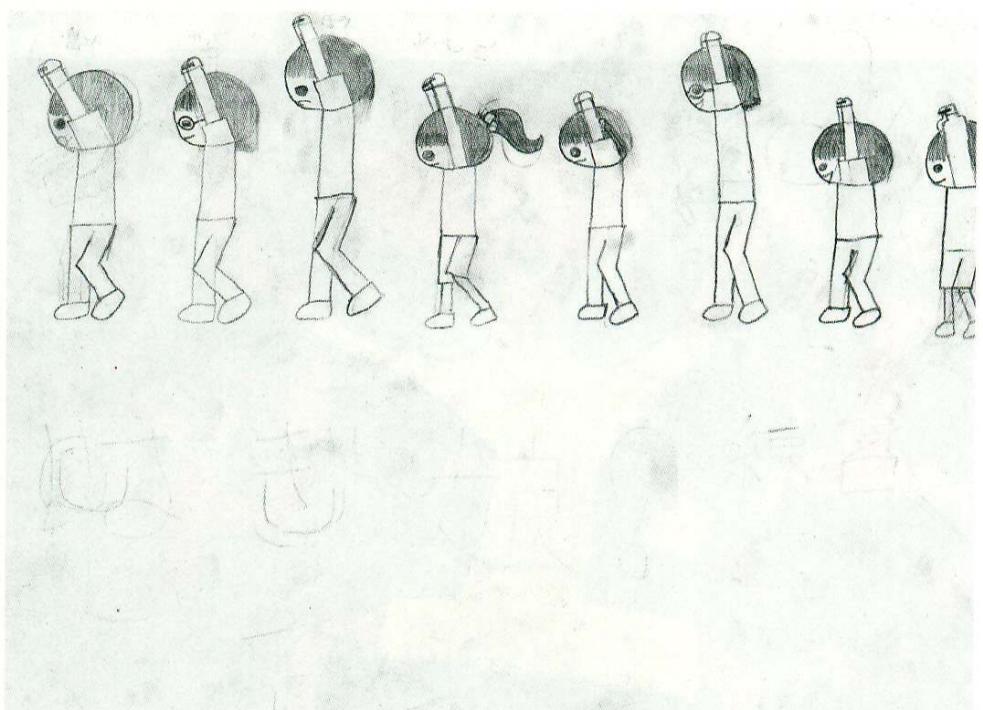
1. 自分を表現することや意見を
言うことができ、それが大切に
されます。
2. 仲間をつくり、仲間と集まれます。
3. いろいろな計画に加わることができます。
意見を生かしてもらえます。
4. 参加のさい、てきせつな手助け
を受けられます。



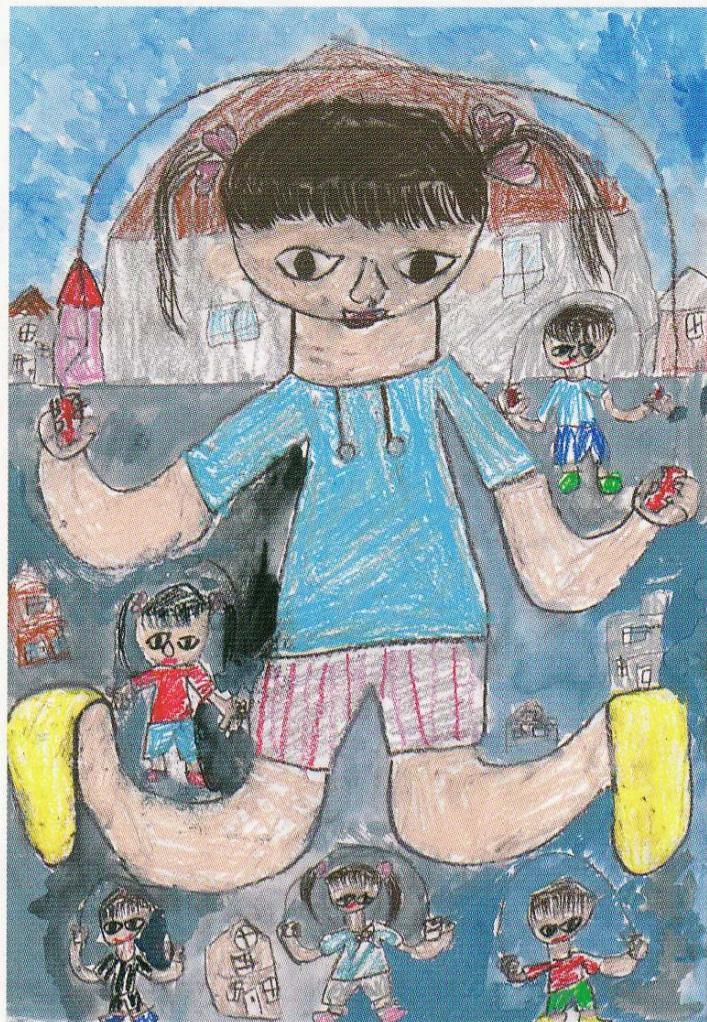
え／佐藤 瑞衣

すべての子どもたちが、自分らしさ
をはつきし、たがいをみとめ合いな
がら、豊かな子ども時代を過ごし、
すこやかに成長していってほしい—。

それが奈井江町のねがいです。



え／吉田 紗雪



え／杉野 晴香

子どもの権利に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、奈井江町で育つ子どもにとって、もっともよいことを大事にしていくとともに、子どもが自分をつくり上げていくことを助け、支えていくための基本となる考え方を定め、町と町民の役割を明らかにさせることにより、子どもの権利を守り、すべての子どもが幸福に暮らせる町づくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳になっていないすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 町および町民は、奈井江町の子どもを育てるにあたり、子どもの権利を大事にし、子どもの幸福を追い求める権利を守ることにつとめるものとする。

2 子どもは、その権利が守られ、豊かな人間性をつくりあげていくことにより、きまりを守れるようになり、自分で判断してその責任を果たし、自分らしく生きることができるよう助けられる。

3 町と町民は、すべての子どもが幸福に暮らせる町づくりをめざし、子どもとともに考え方行動する。

4 町民は、安心して子どもを育てることができるように助けられる。

(町の役割)

第4条 町は、基本となる考え方をしたがい、子どもの権利を大事にし、あらゆる事を行いながら、その権利を守ることにつとめるものとする。

2 町は、子どもの権利を守ることの大しさを町民に理解してもらうために積極的に広げていく活動に取り組むものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、自らが子どもの成長に大き

く関わっていることを理解と自覚をし、子どもの権利を守ることと、子どもが幸福に暮らせる町づくりにつとめるものとする。

2 保護者は、子どもを育てるに第一の責任をもち、家庭が子どもの人格をつくり上げていくのに大きな役割をはたしていることを理解し、子どもを育てるに最善をつくすとともに、子どもの権利を守ることにつとめるものとする。

(子どもの生きる権利)

第6条 子どもは、すこやかに安心して生きるために、主に次の権利が守られる。

- (1) 生命が守られ、大切にされること。
- (2) あらゆるかたちでの差別や暴力を受けず、世話をしてもらえること。
- (3) 健康に気をつけてもらえ、病気になつた時に治療を受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって育てられ、成長にふさわしい環境のなかで生活できること。

(子どもの育つ権利)

第7条 子どもは、自分らしく生き、豊かな子ども時代を過ごすために、主に次のことが守られる。

- (1) 自分らしさが認められ、人として大事にされること。
- (2) ゆとりとやすらぎの時間と場所が与えられ、守られること。
- (3) 成長に必要な情報を手に入れることができ、それを使えること。
- (4) 自分の将来にかかわることについて、適切な助言や手助けを受けられること。

(子どもの守られる権利)

第8条 子どもは、自分を守り、守られるために、主に次の権利が守られる。

- (1) あらゆる権利をそこなう状況からのがれられること。
- (2) 成長をさまたげられる状況から守られること。

- (3) ひみつが守られ、ほこりを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであるという理由で、不当なあつかいを受けないこと。

(子どもの参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加するためには、主に次の権利が守られる。

- (1) 自分を表現することや意見を言うことができ、それが大切にされること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集まること。
- (3) 社会参加の計画に加わり、意見を生かされる機会があること。
- (4) 参加に際して、適切な手助けを受けられること。

(子どもの成育環境の保全)

第10条 町は、子どもの権利が守られるよう、子どもの意見を広くききながら、子どもが自ら育ち、遊び、学べる環境の整備や自然環境の保護につとめるものとする。

- 2 町は、子どもの生き育っていく環境の整備につとめるために、町民その他の関係機関と連絡を取り合い、話し合うものとする。

(子育て支援)

第11条 町は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的な手助けや社会的な手助けを行なうものとする。

- 2 町は、子ども自身がかかる問題や子どもに関する相談に対して、すばやい対応につとめるものとする。

(学校・幼稚園・保育所)

第12条 学校・幼稚園・保育所の機関は、子どもの豊かな人間性とさまざまな能力を育てるために重要な場であることをはつきりと理解し、子どものもつさまざまな権利が守られるよう、自らその役割の点検と評価につとめるものとする。

- 2 学校・幼稚園・保育所の機関は、保護者や地域の町民に積極的に情報を知らせ、その進め方について意見をきき、協力を受け

るなど、開かれた学校・幼稚園・保育所づくりにつとめるものとする。

(子どもの社会参加)

第13条 町および町民は、子どもの社会参加ができるようにつとめるものとする。

- 2 町は、子どもの意見をきくために、各種の学校をはじめとするあらゆる子どもの参加のもと、子ども会議を開く。
- 3 町は、子ども会議が自主的・自発的に進められるよう手助けするとともに、そこで話し合われ、まとめられた意見を大事にし、その実現につとめるものとする。

(子どもの活動や町民活動の支援)

第14条 町は、子どもが安心して集まるよう、その自主的な活動や町民の子どもに関する活動をすすめ、はげまし、手助けするものとする。

(相互支援)

第15条 町は、すべての子どもの権利を守り、幸福に暮らせる町づくりを進めるために、町民その他の関係機関がお互いに協力し合うことを積極的に手助けするものとする。

(救済)

第16条 町は、子どもの権利が守られなかつたり、不利益を受けた場合、すばやく適切な救済のための手立てを協力して行い、その権利が回復されるようつとめるものとする。

- 2 町は、子どもの権利がおかされた場合の救済とその回復のための組織として、救済委員会をおく。

(推進体制)

第17条 町は、すべての子どもの権利を守り、幸福に暮らせる町づくりを進めるために、その体制づくりに取り組み、充実に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長その他の執行機関が定める。

そうだんまどぐち
相談窓口

町内(ちょうない)	そうだんさき	でんわばんごう	ようび	そうだんじかん
町内(ちょうない)	奈井江町役場 おもいやり課 福祉係 保健センター	0125-65-2119 内線 121 0125-65-2131	月～金	8:30～17:00
	子育て支援センター	0125-65-2832	月～金	8:30～17:00
	奈井江町教育委員会	0125-65-5381	月～金	8:30～17:00
	教育相談室	0125-65-5733	月～金	8:30～17:00
	じん人権擁護委員会		月～金	といあわさき やくばじゅうみんがかり (問合せ先 役場住民係)
	みん民生委員会		月～金	といあわさき やくばふくしがかり (問合せ先 役場福祉係)
町外(ちょうがい)	心配ごと相談 (社会福祉協議会)	0125-65-6066	第1水曜	9:00～12:00
	小児救急電話相談	011-232-1599	月～金	19:00～23:00
	子どもの人権ホットライン (札幌法務局人権擁護部)	011-728-0780	月～金	10:00～16:00
	岩見沢児童相談所	0126-22-1119	月～金	9:00～17:30
	滝川保健所	0125-24-6201	月～金	9:00～17:30
	てき適応指導教室	01266-2-3131	月～金	10:00～15:45
	こども専用フリーダイヤル (北海道立教育研究所)	0120-388286 0120-388256	月～土	10:00～21:00 17:00～21:00
	こども電話相談 (北海道中央児童相談所)	0120-7838-52	月～土	9:00～21:00
	少年相談 110番 (北海道警察本部)	0120-677-110	月～金	8:45～17:30
	教育相談電話 (北海道立教育研究所)	011-386-7077	月～土	10:00～21:00
	教育相談電話 (北海道立特殊教育センター)	011-612-5030	月～金	9:00～17:00
	教育相談電話 (空知教育局)	0126-22-3912	月～金	9:00～17:00
	チャイルド・ケア相談	011-251-5394	月～土	10:00～16:00
	ほっかいどうこどもきやくたいぼうしきょうかい 北海道子供の虐待防止協会	011-640-5800	毎週土曜	13:00～17:00
	ほっかいどうかていせいいかつそうこう 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	011-261-0811	月～土	10:00～16:00
	患春期外来		月～金	といあわさきほけん (問合せ先 保健センター、 かくいりょうきかん 各医療機関)

発行日 平成18年3月
発行 奈井江町・奈井江町教育委員会

〒079-0313 北海道空知郡奈井江町字奈井江152
TEL.0125-65-5381 FAX.0125-65-5383